

最新判決情報

2023 年

[10 月裁判所 HP 公開分]

●RaaS 事件

知財高裁 令和 5 年 9 月 28 日		
令和 5(行ケ)10045 審決取消請求事件		
当事者	原告: (株)医療情報技術研究所 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標を構成する「RaaS」、「ラース」の文字は、ロボット・アズ・ア・サービス(ロボットをサービスとして提供・利用することができるサービス)を意味するものとして用いられている、などとして識別力が認められなかった。
対象商標	本願商標 ラース RaaS 第 7 類「産業用ロボット並びにその部品及び附属品」 第 39 類「荷役用ロボットの貸与」ほか 第 40 類「半導体製造用ロボットの貸与」ほか	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号)	

●athlete Chiffon 事件

知財高裁 令和 5 年 10 月 12 日		
令和 5(行ケ)10038 審決取消請求事件		
当事者	原告: X 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標は「運動選手向けのシフォンケーキ」程度の意味合いを認識、理解させるものであるから、これをその指定役務中「運動選手向けのシフォンケーキの提供」に使用しても、役務の質(内容)を表示したものと認識させるにとどまる、などとして識別力が認められなかった。
対象商標	本願商標 athlete Chiffon (標準文字) 第 43 類「飲食物の提供」ほか	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号)	コメント: 被告(特許庁)が「athlete」「chiffon」の意味や使用例を含め、130 程の証拠を提出している。

●ビーチマットの女性イラスト事件

東京地裁 令和 5 年 9 月 29 日		
令和 3(ワ)10991 損害賠償請求事件		
当事者	原告: (株)Fathom 被告: (株)ストライフインターナショナル	判決要旨: 両者は外観が類似し、観念も「水の上に浮かぶビーチマットに寝そべる女性」で同一であるなどとして、互いに誤認混同のおそれがあるとされた。
対象商標	原告商標  被告標章 	
結論	侵害(商標法 36 条 1 項等)	コメント: 被告は、需要者は T シャツ(被告製品)の首後ろ部に印刷された名称や紙製タグにより出所を認識するため、被告標章を胸元に大きく印刷することは商標的使用にあたらぬ旨を主張したが、裁判所に顕著な事実として、商標が T シャツの胸元に大きく付された商品も多く存在するとされ、かかる被告の主張は認められなかった。 なお、イラストに関し、著作権侵害も認められている。

●現代の理論事件

東京地裁 令和 5 年 8 月 24 日		
令和 4(ワ)19876 商標権侵害行為差止等請求事件		
当事者	原告:A 被告:特定非営利活動法人 NPO 現代の理論・社会フォーラム	判決要旨: 商標及び商品の同一・類似性を踏まえ、被告らによる被告各標章の使用は本件各商標権を侵害するものとみなされると判断された。
対象商標	本件商標権 1.現代の理論(標準文字) 第 9 類「電子印刷物」 第 16 類「印刷物」 2.現代の理論(標準文字) 第 16 類「印刷物」 被告標章 1. 現代の理論 2.	コメント: 雑誌の題号に関する争いである。 被告は、「現代の理論」は被告 NPO の「著名な略称」(商標法 4 条 1 項 8 号)にあたる、先使用权(同 32 条 1 項)を有する、などの反論をおこなったが認められなかった。
結論	侵害(商標法 37 条 1 号等)	